

過疎地域では、人口減少・高齢化に伴い様々な問題が発生。一方、集落の課題・ニーズは千差万別であり、地域住民の主体性を活かした総合的な対策が必要。本制度では、集落の維持・活性化に資する事業を幅広く支援。

01 事業概要

対象地域	新旧過疎法に基づく過疎地域(17市町村)内の集落
補助対象団体	市町村及び地域団体等
対象事業	集落の維持・活性化に資するソフト事業を幅広く支援(最大3年) ▶ 営利目的の事業も活用可能
補助率・上限額	全域過疎地域：3/4 一部過疎地域：1/2 (上限：80万円/事業)
県の支援	県は、補助金以外にも、地域組織の立上げ支援、取組事例集の作成、話し合いへの参加等の支援をニーズに応じて行う。

02 事業イメージ

検討



- ・地域住民
- ・市町村職員
- ・県職員 等による話し合い

実施

【生活維持・確保】

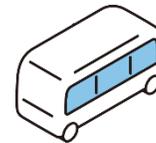
大多数の住民が高齢者の集落(いわゆる限界集落)
地域の共同作業の支援や生活交通の確保など、
生活の維持のための取り組み。



見守り活動



デジタル活用



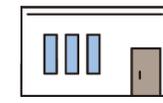
生活交通の確保

【集落の活性化】

子育て世代、現役世代が残っている集落
都市との交流や商品開発など、集落の活性化、
持続可能性に向けた取り組み。



地域資源を活かした
新ビジネス創出



空き家利活用



地場製品の
高付加価値化